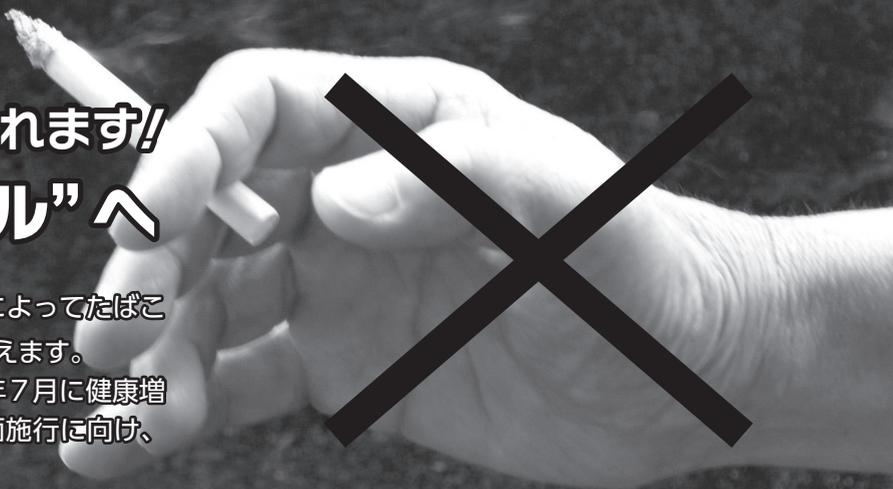


# 健康増進法が改正され、 受動喫煙防止対策が強化されます！ “マナー” から “ルール” へ

たばこは、自分の身体だけでなく、受動喫煙によってたばこを吸わない周囲の人にも様々な健康への影響を与えます。  
「望まない受動喫煙」を防止するため、平成30年7月に健康増進法が改正・公布され、令和2年4月1日の全面施行に向け、段階的に施行されます。



## 改正法の3つの基本的な考え方

- 第1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 第3 施設の種類の、場所ごとに対策を実施



## 各施設の受動喫煙対策について

多数の人が利用する施設については、区分に応じて受動喫煙を防止するための措置が必要になります。

種別	施設	対策
第一種施設 令和元年7月1日施行	子どもや患者等が利用する施設 学校、病院、児童福祉施設や行政機関の庁舎	敷地内禁煙
第二種施設 令和2年4月1日施行	第一種以外の施設 事務所、工場、飲食店、ホテル、鉄道など (既存の経営規模の小さな飲食店は経過措置あり)	原則屋内禁煙 喫煙のみの専用室を設置可能 (※)
喫煙目的施設 令和2年4月1日施行	喫煙を主目的とする施設 喫煙を主たる目的とするバー、スナックや タバコ販売店、公衆喫煙所など	施設内での喫煙可能 (※)

※すべての施設で喫煙可能な場所に「喫煙可能場所」である旨の掲示を義務付け。  
利用者・従業員とも20歳未満は立ち入り禁止。

## 町では…

町の公共施設においても、望まない受動喫煙を防止するため、7月1日から敷地内禁煙としています。

敷地内禁煙とは、屋内、屋外、駐車している車内での喫煙もできません。

加熱式たばこ・電子たばこも喫煙できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 【敷地内禁煙の公共施設】

役場庁舎・中央公民館・ふれあいセンター・小学校（東・西）・中学校・  
B&G海洋センター・保健センター・介護予防センター・児童館（南・西）・  
福祉センター「ひばりの里」・多目的集会センター・川妻浄水場・小手指配水場・  
環境浄化センター・水処理センター（大福田地区・東部地区・南部地区・北部地区）

### ○お問い合わせ

- ・健康増進法改正について 健康福祉課 健康支援室 ☎ (84) 0006 (直通)
- ・公共施設について 政策財務課 財務G ☎ (84) 1111 (内線222)



**禁 煙**  
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

令和元年7月1日から健康増進法の改正に伴い、公共施設の建物内及び敷地内が全面禁煙になります。

ご理解ご協力をよろしくお願いします。

五霞町役場